

令和8年度分 市民税・県民税 申告書の書き方

令和8年1月1日現在、真岡市に住所のある（あった）方で

○昨年中、収入があった方

≫ 所得税の確定申告書を税務署に提出する方 ⇒ 申告の必要はありません

≫ 給与収入のみ

・勤務先から真岡市に令和7年分給与支払報告書が提出されている方

各種控除の追加がない方 ⇒ 申告の必要はありません

各種控除の追加がある方 ⇒ 申告をしてください

・勤務先から真岡市に令和7年分給与支払報告書が提出されていない方 ⇒ 申告をしてください

（給与支払報告書が提出されているかは勤務先に確認してください。）

≫ 公的年金収入のみ

・各種控除の追加がない方 ⇒ 申告の必要はありません

・各種控除の追加がある方 ⇒ 申告をしてください

≫ その他の収入がある方 ⇒ 申告をしてください

○昨年中、収入がなかった方

⇒ 申告の必要はありません

ただし、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の算定、年金、公営住宅、各種手当等の申請、在留ビザの更新等に必要な場合は、収入が無かった旨の申告をしてください。未申告の場合は、所得・課税証明書の発行ができません。

※収入がない申告をする場合の収入金額の書き方は、2ページ「☆収入なし申告をする方へ☆」を参照してください。

お問い合わせ先

真岡市役所（本庁舎1階） 税務課 市民税係 0285-83-8113

申告書表面の作成

◆ 住所、氏名などの記入について

令和8年度分 市町村民税 道府県民税 申告書		整理番号
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 付 受 印 </div> <p style="text-align: center;">真岡市長 様</p> <p>提出年月日 ① 年 8 月 2 日 16</p>	現住所 ② 真岡市荒町〇〇〇-〇	業種又は職業 ⑧ 会社員
	1月1日現在の住所 ③ 真岡市田町△△△-△	電話番号 ⑨ 0285-83-8113
	フリガナ モオカ タロウ	個人番号 ⑩ 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1
	氏名 ④ 真岡 太郎	続柄 ⑦ 子
生年月日 ⑤ 36・8・1	世帯主の氏名 ⑥ 真岡 一郎	基本コード
住所コード	行政区コード	納組コード
		世帯コード

①年月日

申告書の提出年月日を記入してください。

②現住所

住所地の住所を記入してください。

③1月1日現在の住所

令和8年1月1日現在の住所を記入してください。

④氏名・フリガナ

申告をする方の氏名とフリガナを記入してください。

⑤生年月日

あてはまる元号に○を付け、年月日を記入してください。

⑥世帯主の氏名

世帯主の氏名を記入してください。

⑦続柄

世帯主から見た申告者の続柄を記入してください。

⑧業種又は職業

業種又は職業を記入してください。

⑨電話番号

電話番号を記入してください。

⑩個人番号

個人番号（マイナンバー）を記入してください。



◆ 収入金額、所得金額について

収入金額等	1	事業	営業等	ア	円
		農	業	イ	
	2	不動産	ウ	円	
		利子	エ		
	3	配当	オ	円	
		給与	カ		
	4	雑	公的年金等	キ	円
			業	ク	
	5	雑	その他	ケ	円
			合計	コ	
	6	雑	短期	サ	円
長期			シ		
7	雑	一時	シ	円	
		合計	シ		

収入の種類

- ア. ①. 事業（営業等）
 ●小売業、大工、外交員などの事業等から生じる所得
 ・収入金額から必要経費を差し引きます。【収支内訳書の作成必要】
- イ. ②. 事業（農業）
 ●農産物の生産、果樹などの栽培、酪農品の生産から生じる所得
 ・収入金額から必要経費を差し引きます。【収支内訳書の作成必要】
- ウ. ③. 不動産
 ●地代、家賃、権利金、小作料などから生じる所得
 ・収入金額から必要経費を差し引きます。【収支内訳書の作成必要】
- エ. ④. 利子
 ●公社債、預貯金の利子などによる所得（源泉分離課税を除く）
 ・収入金額がそのまま所得金額となります。
- オ. ⑤. 配当
 ●法人から受ける利益の配当、証券投資信託（公社債投資信託を除く）の収益の分配などから生じる所得
 ・申告書裏面「8配当所得に関する事項」を用いて計算してください。
- カ. ⑥. 給与
 ●給料、賞与、賃金などの所得
 ・〈別表1〉参照
 【源泉徴収票の添付必要】
 ・6ページの「15所得金額調整控除に関する事項」を確認してください。
- キ. ⑦. 雑（公的年金等）
 ●国民年金（老齢基礎年金）、厚生年金（老齢厚生年金）、各種共済年金、企業年金、恩給などの所得（障害年金・遺族年金は、収入金額に含めません。）
 ・〈別表2〉〈別表3〉参照
 【源泉徴収票の添付必要】
- ク. ⑧. 雑（業務）
 ●原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入による所得
 ・申告書裏面「9雑所得（公的年金等以外）に関する事項」を用いて計算してください。
- ケ. ⑨. 雑（その他）
 ●生命保険契約などに基づく個人年金、互助年金などの所得
 ・申告書裏面「9雑所得（公的年金等以外）に関する事項」を用いて計算してください。

【所得金額調整控除】
 給与所得と年金所得の双方を有する方で、その合計額が10万円を超える場合は、給与所得から所得調整控除額を控除することができます。
控除額 = [(給与所得 + 年金所得) - 10万円]
 ※給与所得、年金所得が10万円を超える場合は10万円とします。



〈別表1〉

A 給与等の収入金額の合計 _____ 円

Aの金額	給与所得金額
650,999円以下	0 円
651,000円超 1,899,999円以下	A-650,000円 = _____ 円
1,900,000円超 3,599,999円以下	A ÷ 4 = B (千円未満切捨て) → B : _____,000円 B × 2.8 - 80,000円 = _____ 円
3,600,000円超 6,599,999円以下	B × 3.2 - 440,000円 = _____ 円
6,600,000円超 8,499,999円以下	A × 0.9 - 1,100,000円 = _____ 円
8,500,000円超	A - 1,950,000円 = _____ 円

- コ・サ. ⑩. 総合譲渡（短期・長期）
 ●機械などの資産の譲渡（土地・建物などは除く）による所得
 ・申告書裏面「10総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」を用いて計算してください。
- シ. ⑪. 一時
 ●生命保険の満期受取金、懸賞金などの所得
 ・申告書裏面「10総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」を用いて計算してください。

☆収入なし申告をする方へ☆
 収入がない申告をする場合は、「⑫合計」の欄に「0」と記入してください。

〈別表2〉

A 公的年金等の収入金額の合計 _____ 円

★65歳未満の方（昭和36年1月2日以降生まれ）

Aの金額	公的年金等の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 - 2,000万円以下	2,000万円超
1,300,000円以下	A-600,000円 = _____ 円	A-500,000円 = _____ 円	A-400,000円 = _____ 円
1,300,000円超 4,100,000円以下	A × 0.75 - 275,000円 = _____ 円	A × 0.75 - 175,000円 = _____ 円	A × 0.75 - 175,000円 = _____ 円
4,100,000円超 7,700,000円以下	A × 0.85 - 685,000円 = _____ 円	A × 0.85 - 585,000円 = _____ 円	A × 0.85 - 485,000円 = _____ 円
7,700,000円超 10,000,000円以下	A × 0.95 - 1,455,000円 = _____ 円	A × 0.95 - 1,355,000円 = _____ 円	A × 0.95 - 1,255,000円 = _____ 円
10,000,000円超	A - 1,955,000円 = _____ 円	A - 1,855,000円 = _____ 円	A - 1,755,000円 = _____ 円

〈別表3〉

A 公的年金等の収入金額の合計 _____ 円

★65歳以上の方（昭和36年1月1日以前生まれ）

Aの金額	公的年金等の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超～2,000万円以下	2,000万円超
3,300,000円以下	A-1,100,000円 = _____ 円	A-1,000,000円 = _____ 円	A-900,000円 = _____ 円
3,300,000円超 4,100,000円以下	A×0.75-275,000円 = _____ 円	A×0.75-175,000円 = _____ 円	A×0.75-75,000円 = _____ 円
4,100,000円超 7,700,000円以下	A×0.85-685,000円 = _____ 円	A×0.85-585,000円 = _____ 円	A×0.85-485,000円 = _____ 円
7,700,000円超 10,000,000円以下	A×0.95-1,455,000円 = _____ 円	A×0.95-1,355,000円 = _____ 円	A×0.95-1,255,000円 = _____ 円
10,000,000円超	A-1,955,000円 = _____ 円	A-1,855,000円 = _____ 円	A-1,755,000円 = _____ 円

◆ 所得から差し引かれる金額について①

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料の種類		支払った保険料	
⑬ 社会保険料控除			円
			円
	合計		円
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	円
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	円
	介護医療保険料の計		円
	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	円
⑯～⑰	⑰ <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還	⑱ <input type="checkbox"/> ひとり親控除	⑲ <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)

控除の種類

⑬社会保険料控除

令和7年中にあなたが、あなたや生計を一にする配偶者その他の親族の健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険、国民年金、農業者年金などの保険料を支払った場合に控除されます。（国民年金、農業者年金保険料については、控除証明書が必要です。）

※生計を一にする配偶者などの親族が受け取る公的年金等から直接差し引かれている社会保険料については、あなたの控除対象にはなりません。

⑭小規模企業共済等掛金控除

令和7年中に支払った小規模企業共済等掛金の金額が控除されます。（証明書が必要です。）5ページの⑭に記入してください。※生計を一にする親族の掛金は控除できません。

⑮生命保険料控除

令和7年中にあなたが、あなたや配偶者その他の親受取人とする生命保険契約等、個人年金保険契約等及び介護医療保険契約等に係る保険料又は掛金を支払った場合に控除されます。（控除証明書が必要です。）

平成24年1月1日以後の契約（新契約）と平成23年12月31日以前の契約（旧契約）では、計算の方法が変わります。

〈別表4〉 〈別表5〉 参照

⑯地震保険料控除

令和7年中にあなたが、あなたや生計を一にする配偶者その他の親族の常時居住している家屋や家財を地震等による損害を補てんするための契約に係る保険料又は掛金を支払った場合又は平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に係る保険料等を支払った場合に控除されます。（控除証明書が必要です。）〈別表6〉参照

⑰⑱寡婦控除、ひとり親控除

◇寡婦控除（控除額：260,000円）

ひとり親に該当しない方で、次の①～③のいずれの要件も満たす方

①合計所得金額が500万円以下であること。

②あなたと事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方（*1）がいないこと。

③次のいずれかに該当すること。

⑦夫と離婚した後婚姻をしていない方で扶養親族（*2）を有する方

⑧夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫が生死不明などの方

*1:世帯主の場合は、住民票の続柄に「夫（未届け）」などと記載されている方をいいます。世帯主でない場合で、住民票の続柄が世帯主の「妻（未届け）」などと記載されている場合は、その世帯主の方をいいます。

*2:合計所得金額58万円以下で、他の方の同一生計配偶者又は扶養親族とされていない方に限ります。

⑲勤労学生控除（控除額：260,000円）

あなたが令和7年12月31日（年の途中で死亡した場合には死亡の日）の現況において学生、生徒で自己の勤労による合計所得金額が85万円以下（そのうち自己の勤労によらない所得が10万円以下）の場合に該当します。

〈別表4〉

★新契約（平成24年1月1日以後締結の保険契約等）

年間の支払保険料等	控除額
12,000円以下	支払保険料等の全額
12,000円超 32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円
32,000円超 56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円
56,000円超	一律 28,000円

※合計した生命保険料控除の限度額は7万円です。

旧契約と新契約の両方を契約している場合は、旧契約のみ（適用限度額各35,000円）、新旧契約の組み合わせ（適用限度額各28,000円）、新契約のみ（適用限度額各28,000円）のいずれかのうち、添付資料に基づき市・県民税の控除額が最も高くなる方法で計算します。

〈別表5〉

★旧契約（平成23年12月31日以前締結の保険契約等）

年間の支払保険料等	控除額
15,000円以下	支払保険料等の全額
15,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円
40,000円超 70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円
70,000円超	一律 35,000円

※合計した生命保険料控除の限度額は7万円です。

旧契約と新契約の両方を契約している場合は、旧契約のみ（適用限度額各35,000円）、新旧契約の組み合わせ（適用限度額各28,000円）、新契約のみ（適用限度額各28,000円）のいずれかのうち、添付資料に基づき市・県民税の控除額が最も高くなる方法で計算します。

〈別表6〉

保険料等の区分	年間の支払保険料等	控除額
① 地震等損害保険契約に係る保険料等	50,000円以下	支払保険料等×1/2 (最高限度 25,000円)
	50,000円超	
② 旧長期損害保険契約に係る保険料等	5,000円以下	支払保険料等の全額
	5,000円超 15,000円以下	支払保険料等×1/2+2,500円
	15,000円超	一律 10,000円
③ ①と②の両方がある場合		①、②それぞれ計算した金額の合計額(最高限度25,000円)

(注意)

控除額を計算する場合、一つの損害保険契約等又は一つの長期損害保険契約が①又は②のいずれにも該当するときは、いずれかの一つの契約のみに該当するものとします。



⑳ 障害者控除	1	氏名	障害の程度	級度
		個人番号		
	2	氏名	障害の程度	級度
		個人番号		
㉑～㉒	配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	氏名	生年月日	明・大・昭 平・令
	個人番号	配偶者の合計所得金額		円
			<input type="checkbox"/>	同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)

㉑ 障害者控除

- ◇障害者(控除額: 260,000円)
あなたや同一生計配偶者、扶養親族が障害者(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳を所持、又はこれらと同程度の障害のある方)の場合に該当します。
- ◇特別障害者(控除額: 300,000円)
障害者のうち身体障害者手帳に障害の程度が1級又は2級、療育手帳にA判定と記載されている方などが該当します。
- ◇同居特別障害者(控除額: 530,000円)
同一生計配偶者や扶養親族が特別障害者で、あなたやあなたと生計を一にしているその他の親族と同居している場合に該当します。

※「障害の程度」の欄には「身障1級」「療育A2」「精神2級」など手帳の種類と程度を記入してください。

㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

◇控除対象配偶者

令和7年12月31日(年の途中で死亡した場合には死亡の日)現在で、控除対象配偶者を有する場合に該当します。

ただしあなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合や配偶者が事業専従者である場合、他の人の扶養親族である場合は該当しません。控除額は〈別表7〉を参照してください。

◇老人控除対象配偶者

控除対象配偶者が70歳以上(昭和31年1月1日以前生まれ)の場合に該当します。控除額は〈別表7〉を参照してください。

◇配偶者特別控除

あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の令和7年中の合計所得金額が58万円超133万円以下の場合に該当します。ただし、配偶者が事業専従者となっている場合は該当しません。控除額は〈別表8〉を参照してください。

◇同一生計配偶者

あなたの合計所得金額が1,000万円を超えており、配偶者の合計所得金額が58万円以下の場合、配偶者控除の適用はありませんが、同一生計配偶者として扶養の人数に含まれるほか、障害者である場合は障害者控除の対象となります。その場合は、「同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)」欄にチェックしてください。

〈別表7〉

あなたの合計所得金額	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	330,000円	380,000円
900万円超 950万円以下	220,000円	260,000円
950万円超 1,000万円以下	110,000円	130,000円

〈別表8〉

Aの金額	あなたの合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
58万円超 100万円以下	330,000円	220,000円	110,000円
100万円超 105万円以下	310,000円	210,000円	
105万円超 110万円以下	260,000円	180,000円	90,000円
110万円超 115万円以下	210,000円	140,000円	70,000円
115万円超 120万円以下	160,000円	110,000円	60,000円
120万円超 125万円以下	110,000円	80,000円	40,000円
125万円超 130万円以下	60,000円	40,000円	20,000円
130万円超 133万円以下	30,000円	20,000円	10,000円

㉓ 扶養控除・特定親族特別控除	1	氏名	生年月日	明・大・昭 平・令	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄 特親
		個人番号			控除額		万円
	2	氏名	生年月日	明・大・昭 平・令	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄 特親
		個人番号			控除額		
	3	氏名	生年月日	明・大・昭 平・令	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄 特親
		個人番号			控除額		
	4	氏名	生年月日	明・大・昭 平・令	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄 特親
		個人番号			控除額		

当該親族などが特定親族である場合には、「特親」欄に○を記入してください。

1 (6歳未満の扶養親族(控除対象外))	1	氏名	生年月日	平・令	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄
		個人番号					
	2	氏名	生年月日	平・令	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄
		個人番号					
	3	氏名	生年月日	平・令	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄
		個人番号					

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。

㉓ 扶養控除

令和7年12月31日(年の途中で死亡した場合には死亡の日)現在であなたと生計を一にする親族(配偶者を除く)のうち、生年月日が平成22年1月1日以前で合計所得金額が58万円以下の方がいる場合に該当します。ただし、その方が事業専従者となっている場合や、他の方の同一生計配偶者又は扶養親族とされている場合は該当しません。

◇控除対象扶養親族(控除額: 330,000円)

扶養親族のうち、16歳以上の方(平成22年1月1日以前生まれの方)

◇特定扶養親族(控除額: 450,000円)

控除対象扶養親族のうち、19歳以上23歳未満の方(平成15年1月2日から平成19年1月1日までの間に生まれた方)

◇老人扶養親族(控除額: 380,000円)

控除対象扶養親族のうち、70歳以上の方(昭和31年1月1日以前生まれの方)

◇同居老親等(控除額: 450,000円)

老人扶養親族のうち、あなた又はあなたの配偶者の直系尊属で、かつ、あなた又はあなたの配偶者のいずれかと同居している方

16歳未満の扶養親族(平成22年1月2日以降生まれ)がいる場合は、こちらに必要事項を記入してください。

※別居の扶養親族がいる場合には、申告書裏面「12別居の扶養親族等に関する事項」に氏名、住所及び個人番号を記入してください。

㉔ 特定親族特別控除

令和7年12月31日(年の途中で死亡した場合には死亡の日)

現在であなたと生計を一にする19歳以上23歳未満の親族(平成15年1月2日から平成19年1月1日までの間に生まれた方で、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける者及び白色事業専従者を除く)

かつ、合計所得金額が58万円超123万円以下の者

なお、親族には児童福祉法の規定により里親に委託された児童も含む特定親族に該当する場合は特親の欄に○を記入してください。

控除額は〈別表9〉を参照してください。

〈別表9〉

特定親族の合計所得金額	控除額
58万円超 95万円以下	450,000円
95万円超 100万円以下	410,000円
100万円超 105万円以下	310,000円
105万円超 110万円以下	210,000円
110万円超 115万円以下	110,000円
115万円超 120万円以下	60,000円
120万円超 123万円以下	30,000円

⑤基礎控除

合計所得金額の区分に応じ、それぞれ右記〈別表10〉の金額を所得から控除できます。なお、合計所得金額が2,500万円を超えると基礎控除の適用はありません。

〈別表10〉

合計所得金額	基礎控除
2,400万円以下	430,000円
2,400万円超 2,450万円以下	290,000円
2,450万円超 2,500万円以下	150,000円
2,500万円超	0円

⑦雑損控除等

令和7年中にあなたや、あなたと生計を一にする配偶者などの親族が、災害などにより住宅、家財などに損害を受けた場合に控除されます。(損害金額、保険金などで補填される金額等を証する書類が必要です。)

以下の区分にあてはまる控除額をお書きください

※A=(その年(※住民税は前年)の損失の金額)

- (保険金、損害賠償金で補填される金額)

区分	控除額
①損失の金額のうち災害関連支出の金額がない場合又は5万円以下の場合	A- (総所得金額等×10%)
②損失の金額のうち5万円を超える災害関連支出の金額がある場合	A- 次のいずれか少ない金額 ・ A- (災害関連支出の金額-5万円) ・ 総所得金額等×10%
③損失の金額が全て災害関連支出の金額である場合	A- 次のいずれか少ない金額 ・ 5万円 ・ 総所得金額等×10%

⑦ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額

⑧ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額
	円	円

⑧医療費控除

・勤務先から真岡市に令和7年分給与支払報告書が提出されていない方 ⇒申告をしてください
支払った医療費又は特定一般用医薬品等の購入費が、一定の金額以上ある場合

下記①、②のいずれかで控除されます。

①医療費控除

(支払った医療費の額-保険金等で補填される金額)=①' とした場合

①' -10万円(最高200万円) ※総所得金額等が200万円未満の場合はその5%

②医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)

(特定一般用医薬品等購入費-保険金等で補填される金額)=②' とした場合

②' -12,000円(最高88,000円)

※控除を受ける場合は、人ごと、病院・薬局ごとに集計し「医療費控除の明細書」を必ず作成してください。なお、領収書の添付は必要ありませんが、税務署から提示を求められる場合がありますので、5年間大切に保管してください。

◆ 所得から差し引かれる金額について②

所得から差し引かれる金額	4 社会保険料控除	⑬
	小規模企業共済等掛金控除	⑭
	生命保険料控除	⑮
	地震保険料控除	⑯
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱
	勤労学生、障害者控除	⑲～⑳
	配偶者(特別)控除	㉑～㉒
	扶養控除	㉓
	特定親族特別控除	㉔
	基礎控除	㉕
	⑬から㉕までの計	㉖
	雑損控除	㉗
	医療費控除	㉘
合計	㉙	

地方税法附則4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の口に「1」と記入してください。

- ☞3ページ⑬の金額を記入してください。
- ☞3ページ⑭の金額を記入してください。
- ☞3ページ⑮で計算した金額を記入してください。
- ☞3ページ⑯で計算した金額を記入してください。
- ☞3ページ⑰⑱の該当する金額を記入してください。
- ☞3ページ⑲、4ページ⑳の該当する金額を記入してください。
- ☞4ページ㉑～㉒の該当する金額を記入してください。
- ☞4ページ㉓の該当する金額を記入してください。
- ☞4ページ㉔の該当する金額を記入してください。
- ☞5ページ㉕の該当する金額を記入してください。
- ☞⑬から㉕を合計した金額を記入してください。
- ☞5ページ㉗で計算した金額を記入してください。
- ☞5ページ㉘で計算した金額を記入してください。
- ☞㉗㉘を合計し、記入してください。

※セルフメディケーション税制を選択した場合の注意



◆ 給与・公的年金等に係る所得以外の市・県民税の納付方法について

- 給与から差引き(特別徴収)
- 自分で納付(普通徴収)

給与、公的年金に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納付方法を選んでください。

【特別徴収】勤務先に税額通知書が送付され、毎月の給与から徴収し納付

【普通徴収】本人に税額通知書が送付され、年4回に分け自分で納付

申告書裏面の作成

◆ 11事業専従者に関する事項について

11 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	志年月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額	円
1			・		
2			・		
3			・		
所得税における青色申告の承認の有無				承認あり・承認なし	合計額

事業専従者とは、あなたの営む事業所得、不動産所得等を生ずべき事業にその年を通じて6か月を超える期間専ら従事する15歳以上の配偶者及び親族です。(青色申告を除く)

◇事業専従者控除額

次の①と②の金額のいずれか低い方の金額が事業専従者控除額として必要経費とみなされます。

①ア. 配偶者が事業専従者の場合

860,000円

イ. 配偶者以外の親族が事業専従者の場合

500,000円

②(事業所得+不動産所得+山林所得)

÷(事業専従者の数+1)

(注) 事業専従者控除額は、そのまま事業専従者の給与所得の収入金額とみなされます。

◆ 14寄付金控除に関する事項について

14 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)		円
住所地の共同募金会、日本赤十字社・都道府 県、市区町村分(特例控除対象以外)		
条例指定分	都道府県	
	市区町村	

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

令和7年中に支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附先の住所、名称、金額を記入してください。

《控除の対象となる寄附金》

- ・都道府県、市区町村又は東日本大震災の被災地への寄附金、義援金
- ・栃木県共同募金会、日本赤十字社栃木支部への寄附金
- ・特定非営利活動法人や所得税の寄附金控除の対象となっている学校法人や社会福祉法人などのうち、栃木県、真岡市が条例で定める寄附金

※控除を受ける場合は、必ず領収書等を添付してください。

◆ 15所得金額調整控除に関する事項について

15 所得金額調整控除に関する事項

氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	特別障害者に 該当する場合	級 度	別居の場合 の住所
個人番号						

★子ども、特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

令和7年中給与等の収入金額が850万円を超える方で、右記に該当する場合は、給与等の収入金額(*3)から850万円を控除した金額の10%に相当する金額が、給与所得の金額から控除されますので、該当項目に記入してください。

*3: その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には1,000万円

- 1) 本人が特別障害者に該当する方
- 2) 年齢23歳未満の扶養親族を有する方
- 3) 特別障害者である同一生計配偶者を有する方
- 4) 特別障害者である扶養親族を有する方

《 申告に必要なもの 》

※源泉徴収票や領収書、証明書など各種書類は原本をご持参ください。

収 入	<input type="checkbox"/> 給与収入がある人	源泉徴収票(勤務先が発行)
	<input type="checkbox"/> 年金収入がある人	源泉徴収票(日本年金機構などの年金支払者が発行)
	<input type="checkbox"/> 事業(営業、農業など)収入、不動産収入がある人	記入済の「収支内訳書」(収入や必要経費がわかる帳簿、領収書など)、「支払調書」
所 得 控 除	<input type="checkbox"/> 社会保険料控除	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、その他の社会保険料の支払金額がわかる書類 ※口座振替や年金から特別徴収された保険税(料)は、差し引かれた本人以外での控除はできません。
	<input type="checkbox"/> 小規模企業共済等掛金	小規模企業共済等掛金払込証明書
	<input type="checkbox"/> 生命保険料控除	生命保険料の控除証明書
	<input type="checkbox"/> 地震保険料控除	地震保険料の控除証明書
	<input type="checkbox"/> 障害者控除	障害者手帳、認定書など
	<input type="checkbox"/> 雑損控除	災害に関連してやむを得ない支出をした金額の領収書
	<input type="checkbox"/> 医療費控除	記入済の「医療費控除の明細書」、「医療費のお知らせ」
	<input type="checkbox"/> セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)	記入済の「セルフメディケーション税制の明細書」 ※医療費控除又はセルフメディケーション税制のどちらか一方を選択して適用を受けます。
	<input type="checkbox"/> 勤労学生控除	学生証、証明書
そ の 他	<input type="checkbox"/> 令和8年度市民税・県民税申告書	
	<input type="checkbox"/> マイナンバー(個人番号)確認書類、身元確認書類	

《 申告期限 》 令和8年3月16日(月)

《 郵送による提出 》

申告書に必要な事項を記入のうえ、源泉徴収票や各種控除証明書などのコピーを同封し、申告期限までに届くように右記へ郵送してください。なお、郵送された書類はお返しできませんので、ご了承ください。

【送付先】 〒321-4395 真岡市荒町5191
真岡市総務部税務課市民税係